

ひとり親家庭等の新入学児童へ入学祝金を支給します

母子家庭や父子家庭、両親のいない世帯で、今春、小・中学校に入学される児童の保護者の方へ入学祝金を支給します。

該当者には申請書を送付します。必要事項を記入の上、**3月7日(金)**までに提出してください。

申請書が届かない場合や入学時までひとり親家庭などになられた場合は、担当課へご連絡ください。

経過措置として、9月30日まで申請を受け付けますが、入学後にひとり親家庭などになった場合は除きます。

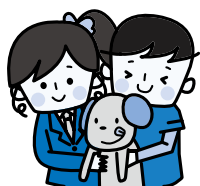
■申請先

○市庁舎別館女性児童福祉課 女性係

TEL0897-52-11516

○各総合支所市民福祉課 福祉係(東予)

市民福祉係(丹原・小松)



日常生活用具を給付します

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方や難病患者などの日常生活の利便性向上のため、日常生活用具を給付します。

■日常生活用具の種類

○肢体不自由

特殊寝台、特殊マット、移動用リフト、入浴介助用具など

○視覚障害

盲人用体温計・体重計など

○聴覚障害

聴覚障害者用通信装置、屋内信号装置など

○膀胱・直腸機能障害

ストマ用器具(蓄便袋、蓄尿袋)

○呼吸機能障害

たん吸引器など

○知的障害・精神障害

頭部保護帽、火災警報器など

■自己負担

原則、1割負担

(世帯の所得状況に応じて負担上限額を決定)

■注意事項

日常生活用具は、障害の種類、程度や家族構成等で給付

要件が決まり、障害の状況で希望された用具と異なる場合があります。

■申請先

○市庁舎別館社会福祉課 障害者福祉係

TEL0897-52-11214

FAX0897-52-11294

○各総合支所市民福祉課 福祉係(東予)

市民福祉係(丹原・小松)

精神的疾病での通院医療費の一部を公費で負担します

自立支援医療(精神通院医療)は精神的な疾病(障害)で、継続的に通院治療を受けている方の医療費の一部を公費で負担する制度です。

■対象者

統合失調症、うつ病、てんかん等で継続的に通院している方

■自己負担

原則、医療費の1割負担

(世帯の所得状況に応じて負担上限額を決定)

■医療機関

県が指定している医療機関

■指定医療機関の確認や申請方法についての問合せ

○各医療機関

○市の担当課(左記申請先)

■申請先

○市庁舎別館社会福祉課 障害者福祉係

TEL0897-52-11214

○各総合支所市民福祉課 福祉係(東予)

市民福祉係(丹原・小松)

3月定時登録による選挙人名簿新規登録者の縦覧

3月1日現在で、新たに登録される選挙人名簿の縦覧を行います。

■新規登録者

平成5年12月3日から平成6年3月2日までに生まれた方および平成25年9月2日から同年12月1日までに転入の届出をした方で、平成26年3月1日現在において、平成25年12月2日から引き続き西条市の住民基本台帳に記録されている方。

■縦覧期間

3月3日(月)～7日(金)

8時30分～17時

■縦覧場所

市庁舎別館

市選挙管理委員会事務局

TEL0897-52-11263

西条市民公園内の運動施設が一部使用できるようになります!

現在、再整備工事で使用を中止している、西条市民公園内のグラウンド・テニスコートが5月1日(木)から使用することができます。つきましては、施設の一般予約受付を次のとおり実施しますので、5月の利用を希望される場合は、申請してください。公園内の芝生広場、ふわふわドームなどの完成は秋頃の予定です。

■予約受付日時 4月8日(火) 9時～

■予約受付場所 市庁舎新館2階 スポーツ健康課

■問合せ 市庁舎別館スポーツ健康課 スポーツ健康係 TEL0897-52-1255